

名古屋市都市計画図(施設計画)
MAP OF NAGOYA CITY PLANNING (for city-planning-designated facilities)

名古屋都市計画道路の変更
(名古屋市決定)

(1) 現況幅員等への変更を行う路線 (名古屋市決定)

路線名	変更内容	概要
①3・5・18 日置中野新町線	区域の変更	延長約830mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→14.54m
②3・5・79 弥富相生山線	区域の変更	延長約650mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→11.82m
③3・4・149 秋竹線	区域の変更	延長約60mの区間において、一部区域を削除する 幅員20m→16.35m
④3・5・154 下之一色篠原線	名称の変更 区域の変更 幅員の変更	延長約3,060mの区間において、一部区域を削除 及び名称の変更 幅員20m→14.54m
⑤3・5・155 雁道線	区域の変更	延長約440mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→10.91m
⑥3・5・156 豆田町線	区域の変更 車線数の変更 位置の変更	延長約1,780mの区間において、一部区域を追加、 削除及び起点、終点の住所変更 ・瑞穂区北原町1丁目から同区瑞穂通2丁目までの 区間(延長約660m) 車線数4車線→2車線、幅員30m→14.55m ・瑞穂区田辺通2丁目から同区弥富町字緑ヶ岡までの 区間(延長約1,120m) 幅員14.54m→10.92m

(4) (1)～(3)に伴う変更を行う路線 (名古屋市決定)

路線名	変更内容	概要
①3・4・185 豊門豊郷線	起点の変更	3・5・45号光音寺内田橋線の変更に伴う起点の変更 (3・5・45号光音寺内田橋線の一部区間を編入) 延長約350m→約620m(約270m延伸)
②3・5・210 堀川西線	路線の追加	3・5・33号深井岩井橋線の変更(一部区間の廃止による 路線分割)に伴う路線の追加 延長約920m、幅員15m
③3・1・20 伏見町線	構造事項変更	3・5・44号新堀川西線の廃止に伴う立体交差箇所数 の変更 幹線街路と立体交差5箇所→ 幹線街路と立体交差4箇所
④3・2・42 大津町線	構造事項変更	3・5・44号新堀川西線の廃止に伴う平面交差箇所数 の変更 幹線街路と平面交差24箇所→ 幹線街路と平面交差23箇所
⑤3・1・122 桜通線	構造事項変更	3・5・33号深井岩井橋線の廃止に伴う平面交差箇所数 の変更 幹線街路と平面交差17箇所→ 幹線街路と平面交差16箇所
⑥3・2・132 岩井町線	構造事項変更	3・4・143号小栗橋線の廃止に伴う平面交差箇所数 の変更 幹線街路と平面交差15箇所→ 幹線街路と平面交差14箇所
⑦3・2・158 昭和橋線	構造事項変更 位置の変更	3・5・44号新堀川西線及び3・5・45号光音寺内田橋線の 廃止等に伴う立体交差箇所数、起点及び主な経過地の 住所変更 幹線街路と立体交差3箇所→ 幹線街路と立体交差1箇所
⑧3・5・160 豊田新屋敷線	構造事項変更	3・5・46号浮島線の廃止に伴う平面交差箇所数の変更 幹線街路と平面交差9箇所→ 幹線街路と平面交差8箇所

(2) 計画の廃止を行う路線 (名古屋市決定)

路線名	変更内容	概要
①3・5・33 深井岩井橋線	終点の変更	延長約2,040mの区間を廃止する
②3・5・44 新堀川西線	終点の変更	延長約1,600mの区間を廃止する
③3・5・45 光音寺内田橋線	終点の変更	延長約1,860mの区間を廃止する
④3・5・46 浮島線	起点の変更	延長約1,200mの区間を廃止する
⑤3・5・60 高田町線	終点の変更	延長約420mの区間を廃止する
⑥3・5・62 弦月宝生線	終点の変更	延長約470mの区間を廃止する
⑦3・4・143 小栗橋線	起点の変更	延長約430mの区間を廃止する
⑧3・5・148 横井町五月通線	終点の変更	延長約950mの区間を廃止する

(3) 計画の廃止及び現況幅員等への変更を行う路線 (名古屋市決定)

路線名	変更内容	概要
①3・5・43 道徳北柴田線	終点の変更 幅員の変更	延長約2,980mの区間を廃止する 幅員15m→14.54m
②3・5・211 柴田線	路線の追加	3・5・43号道徳北柴田線の変更(一部区間の廃止による 路線分割)に伴う路線の追加 延長約2,200m、幅員14.54m

凡 例	
	起終点又は区域の変更
	路線の追加
	構造事項等変更